

2014 10/23

相続のいろは

贈与のすすめ ③

教育資金のほかに多額の資金を非課税で贈与できる仕組みに「住宅取得等資金の贈与の特例」がある。父母や祖父母から住宅資金の贈与を受ける場合、最大で1000万円まで贈与税がかからないという優遇措置だ。同制度は景気対策の一環として2009年に導

住宅資金、1000万円まで非課税

入された。12年以降は購入する住宅の種類に応じて非課税枠が変わり、徐々に縮小している。今年からは国の省エネルギー基準、または耐震性を満たす住宅は1000万円、それ以外は500万円が上限となっている。制度の恩恵を受けるには、もう側の合計所得金額が2000万円以下、家の床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下の条件を満たす必要がある。マイホームを購入する人自身の親や祖父母（直系尊属）からの贈

所得や取得時期 条件

与が対象なので、配偶者や親や祖父母からでは特例の対象にならない。失敗例としてよくあるのは、マンションの完成が遅れて「翌年の3月15日までに取得する」といふ条件を満たせないケース。肝心の申告を忘れると、税務署から後で追徴課税されることもあるので要注意だ。特例は今年12月末までが期限だが政府は期限の延長や制度の拡充を検討している。（随時掲載）

住宅資金の非課税制度は年7万人程度が利用

